



岸信夫 ✅ @KishiNobuo · 5月18日

...

自衛隊大規模接種センター予約の報道について。

今回、朝日新聞出版AERAドット及び毎日新聞の記者が不正な手段により予約を実施した行為は、本来のワクチン接種を希望する65歳以上の方の接種機会を奪い、貴重なワクチンそのものが無駄になりかねない極めて悪質な行為です。

2,589

3.1万

4.7万

↑

[このスレッドを表示](#)



岸信夫 ✅ @KishiNobuo · 5月18日

...

返信先: @KishiNobuoさん

本センターの予約システムで、不正な手段による虚偽予約を完全に防止する為には、全市長区町村が管理する接種券番号を含む個人情報を予め防衛省が把握し、予約番号と照合する必要があり、実施まで短期間等の観点から困難かつ、全国民の個人情報を防衛省が把握する事は適切でないと判断いたしました。

208

8,177

1.9万

↑



岸信夫 ✅ @KishiNobuo · 23時間

...

他方、今回ご指摘の点は真摯に受け止め、市区町村コードが真正な情報である事が確認できるようにする等、対応可能な範囲で改修を検討してまいります。

320

6,269

1.7万

↑



中山泰秀 Yasuhide NAKAYAMA やっちゃん ✅
@iloveyatchan

...

あなたならどうしますか？ある日突然24時間で300発以上のロケット弾がテロリストによって撃ち込まれ、愛する家族の命や、家を奪われたら。イスラエルにはテロリストから自国を守る権利があります。最初にロケット弾を一般市民に向け撃ったのは一体誰だったのか？私達の心はイスラエルと共にあります。

Israel Defense Forces ✅ @IDF · 5月11日

WATCH: Operational update with LTC Jonathan Conricus at a house hit by a rocket in the city of Ashkelon earlier today. twitter.com/i/broadcasts/1...

午前1:51 · 2021年5月12日 · Twitter for iPhone

1,147 件のリツイート 2,641 件の引用ツイート 2,370 件のいいね

Conricus at a house hit by a rocket in the city of Ashkelon earlier today.

[ツイートを翻訳](#)



Israel Defense Forces ✅ @IDF
● LIVE with LTC Jonathan Conricus

午後6:50 · 2021年5月11日 · Twitter Media Studio

760 件のリツイート 61 件の引用ツイート 2,548 件のいいね

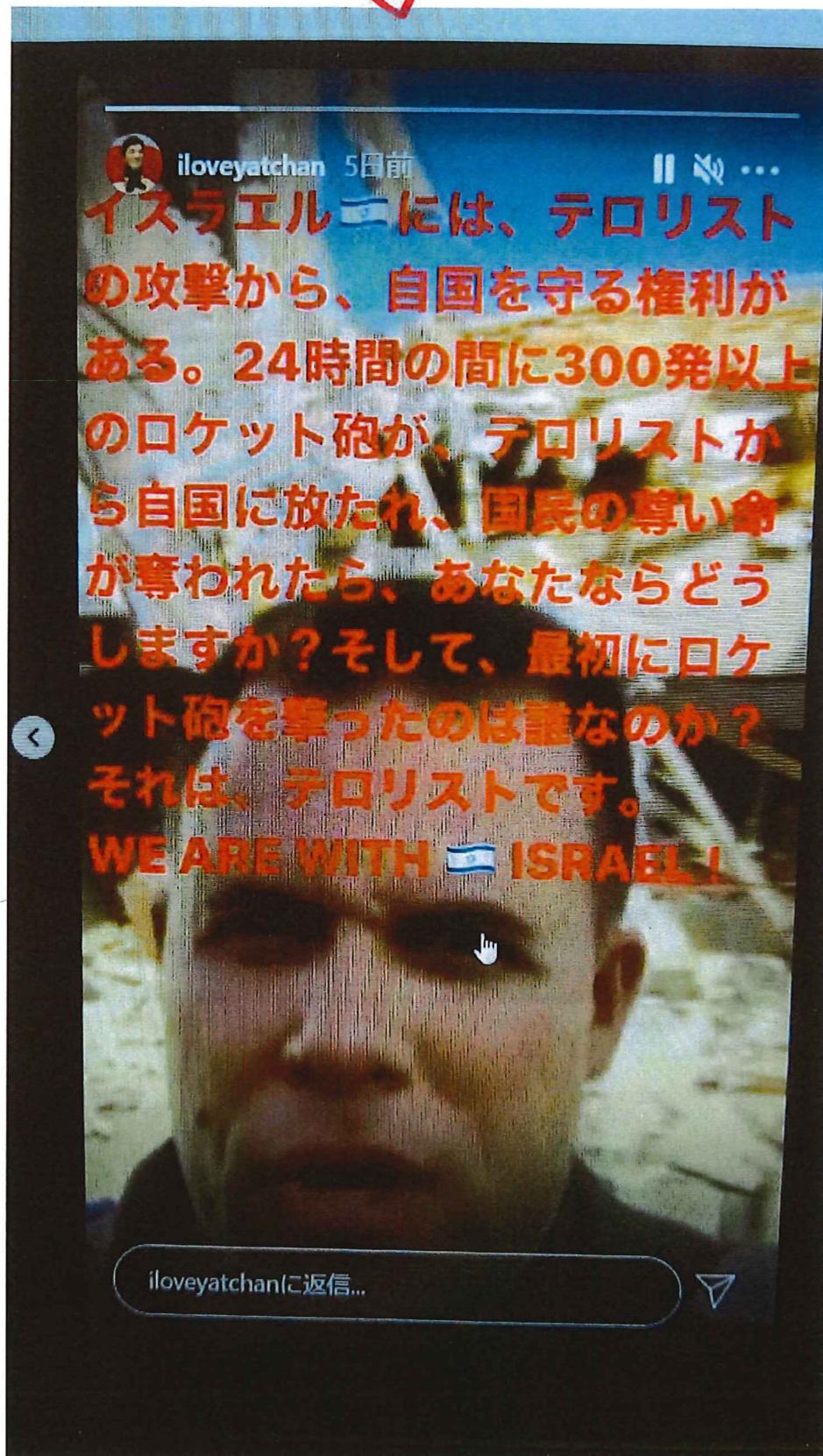


中山泰秀 Yasuhide NAKAYAMA やっちゃん ✅ @iloveyat... · 5月12日
[instagram.com/s/aGlnaGxpZ2h0...](https://www.instagram.com/s/aGlnaGxpZ2h0...)

Q 1

11 5

25





【未定稿】

うに指定しているんでしょうか。事実を、認識を答弁してください。

○副大臣（中山泰秀君） 御質問いただきまして、ありがとうございます。

我が国におきましてはテロ組織を法的に認定する法制度はありませんが、我が国は、平成十五年、二〇〇三年九月三十日に、閣議了解をもちまして、

ハマスについてテロリスト等による、等に対する資産凍結等の措置の対象といたしております。日本政府としては、ハマスをテロリストなどに対する、テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象となつたテロリスト等の一団体と認識をいたしております。

私としても、ただいま申し上げさせていただきたい

○小西洋之君 いや、聞いたこと答えてください。
副大臣はまさにここで、日本の公安調査庁やアメリカがテロリストと指定しているというの、公安調査庁が指定しているというふうにおっしゃっているんですね。上でも同様の趣旨をおっしゃっていますが。

もう一度聞きます。公安調査庁がテロリストだというふうにハマスを指定しているという認識なんですか。

○副大臣（中山泰秀君） 御指摘の私のツイッタ

治家としての見解を申し述べたものであり、公安調査庁の国際テロリズム要覧で国際テロ組織に挙げられております。我が国がテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象としているハマスが攻撃を行つたとの声明を発出したことを踏まえまして、こうした暴力行為は行うべきではないという趣旨で発信をしたものであります。

いずれにしましても、私は、双方の民間人に多数の死傷者が生じております。こうした暴力行為はいかなる理由によつても正当化できないと考えております。

また、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は……

○委員長（長峯誠君） 副大臣、簡潔にお願いいたします。

○副大臣（中山泰秀君） 暴力によって解決されるものでは決してなくて、全ての関係者が最大限の自制をもつて事態の更なるエスカレートを回避するべきと考えております。

この点、政府の見解と立場は同じであります。

（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） いや、速記を起こしてください。

○委員長（長峯誠君） 速記を起こしてください。

○小西洋之君 公安調査庁がハマスをテロリストと指定しているということは事実に反することを認め撤回するかどうか、事実に反することを認め撤回する考え方があるかどうか、それだけを答えてください。それ以外はもう質疑妨害ですよ。

【未定稿】

○副大臣（中山泰秀君） 公安調査庁のテロリスト要覽にハマスの記載があつたことから、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱つているものと、ブログで指定しているとの記述を行つたものであります。また、同時に、二〇〇三年の九月三十日に開議で了解をしているという、その二つの事実をもつてそのように記載をさせていただきました。

○小西洋之君 この指定しているという発言、撤回せざるを得ないと思うんですが、もう一つ撤回が増えました。

七ページ、先生方御覧いただけますか。七ページ、公安調査庁から出していただいた機関決定してきた公式見解です。よろしいですか。

臣は、公安調査庁がハマスをテロリストと扱つてゐるというふうに明確におつしやいました。

しかし、よろしいでしようか、このテロリズム要覽といふものなんですが、公安調査庁において様々な公開情報を整理して取りまとめたもので、公安調査庁独自の評価を加えたものではありません」というふうに言つています。

公安調査庁がハマスをテロリストと扱つているという副大臣の見解は、公安調査庁がハマスについて独自の評価を加えたものではないという公安調査庁の公式見解と矛盾するんじゃないんですか。

それを認めて、撤回してください。

○副大臣（中山泰秀君） 繰り返しになりますけれども、先ほど来申し上げているように、日本政府自身が平成十五年の九月三十日にこの開議了解をもちまして、ハマスについて、テロリスト等に対する資産凍結等のこの措置の対象としているというのは事実でござります。

また、公安調査庁のテロリスト要覽についてのハマスの記載があつたことから、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱つてゐるということは、これも私は事実だというふうに認識をいたしております。したがつて、私の方はその認識の下、ブログで指定しているものという形で記述を行つてゐるという」とぞ」ざいます。（発言する者あり）

四ページですね、四ページ。副大臣、よろしいですか。四ページですが、副大臣も聞いていただけますか。簡単なことを聞きますので、副大臣、よろしいですか。副大臣、簡単なこと聞きます。こちらを見ていただけますか。

イスラエルは入植政策というものを取りつております。副大臣はイスラエル議連の幹事長だそうですが、イスラエルがこの間やつてきていたいわゆる入植活動の政策ですね。特に、最近東エルサレムで五百四十棟の入植地住宅建設計画などを行つています。こういうイスラエルの入植の活動というのは、これが、国際法違反というそういう認識がありますか、副大臣は。それだけを答えてください。国際法違反という認識があるかどうか。

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。
〔速記中止〕
○委員長（長峯誠君） 速記を起としてください。
○小西洋之君 きちんと説明もできないようななん重要な問題は発言するんじやないですよ、副大臣は。副大臣としての認識が足りないんですよ。今、五回、六回と答弁拒否されましたので、副大臣が、ハマスをテロリストと指定していると、公安調査庁がですね、その認識と、かつ、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱つてているといふ副大臣の認識は事実に反するのではないかにつ

いて、委員会に、副大臣のこの見解、防衛省の見解の提出を、政府の見解の提出を求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 副大臣は政府の見解とは反するものではないというようなことを繰り返し言つていいわけぞ」ざいますが、先生方、資料の六ページですが、御覧いただけます、あつ、失礼しました、

四ページですね、四ページ。副大臣、よろしいですか。四ページですが、副大臣も聞いていただけますか。簡単なことを聞きますので、副大臣、よろしいですか。副大臣、簡単なこと聞きます。こちらを見ていただけますか。

【未定稿】

イスラエルによる空爆で、五月十六日にはガザ地区で子供十人を含む四十二人が死亡しました。昨日の時事通信の報道によりますと、十日以降、ガザ地区でのパレスチナ人の死者は百九十二人に上り、イスラエルとハマスの交戦による死者の総数は三百人を超えたとされています。十五日には、報道機関が入るビルまで攻撃をされました。一般市民に多数の犠牲が出ているにもかかわらず、イスラエルは攻撃を継続する意思を示しており、極めて憂慮すべき情勢であります。

まず外務大臣にお聞きしますけど、政府としてこの事態をどう認識をしているのか、そして、この双方の武力攻撃の停止に向けた国際社会と日本政府の対応の現状はどうなっているのか、お答えください。

○国務大臣（茂木敏充君） パレスチナの武装勢力によります攻撃とイスラエル軍によります地上攻撃を含みます反撃によりまして情勢は日々悪化をしておりまして、私も、あのガザ地区、既に行つたこともありますし、あの危険な状況もよく分かつておりますが、特に双方の民間人に多数の死傷者が生じていること、遺憾であります。我が国はこうした暴力行為を強く非難をいたします。

我が国は、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は暴力によって解決されるものでは決してなく、当事者間の交渉と相互の信頼を築く努力

によつてのみ解決されると確信をいたしております。こうした我が国の立場を踏まえ、我が国として、イスラエル、パレスチナ双方に対して在京及び本国ベースで最大限の自制を働きかけております。

ここに来て、エジプト、そしてアメリカと、仲介努力が行われております。これらの動きも注視しながら、日本として引き続き国際社会としっかりと連携をして、外交的な取組、継続していきたいと考えております。

○井上哲士君 グテレス国連事務総長は、報道官を通じて、メディアや民間人を無差別に標的とするのは国際法違反だと批判をしております。

この問題の根本には、やはりイスラエル政府がエルサレムやその周辺での入植活動をエスカレートさせているという問題があります。

イスラエルは、今年の一月の十八日に、ヨルダニア川西岸での約八百棟の入植地計画を、建設計画を承認しました。イスラエル当局は、パレスチナ住民を追い出して、代わりに入植者を居住させるべく、民家への破壊行為や強制退去を精力的に行っております。パレスチナ人の慣習的な集まりを禁止したり、モスクへの入場を妨害し、入植者によるモスク襲撃を警官隊に援護させるまでしていると現地の訴えが届いております。

中世の時代におきましても、十一世紀の末の十字軍の時代から二百年近くキリスト教、そしてまたイスラム教の対立が続くと。その間一番長い停戦だったのが、一九二二年、第三次十字軍のリチャード一世と当時のイスラムの雄でありましたサラディンの間の二十六年の講和ということになるわけでありますけど、なかなか、失礼、済みません、短くします。

先般の東エルサレムにおける五百四十棟の入植地建設計画の承認を含めて、イスラエル政府によります占領地における入植活動、これは国際法違反であります。このような入植地建設計画の推進は二国家解決の実現を損なうことから、我が国は決定的撤回及び入植活動の完全凍結を求めて進についての政府の見解がどうなのか、それから、こうした不法な入植のエスカレーションとパレスチナの人々に対する人権侵害や弾圧が続いていることが双方の対立の激化の背景にあると考えますけれども、見解いかがでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） この中東エルサレムの地、なかなか有史以来難しいところであります。御案内のとおり、様々な民族、そしてまた宗教的な対立が続いております。

中世の時代におきましても、十一世紀の末の十字軍の時代から二百年近くキリスト教、そしてまたイスラム教の対立が続くと。その間一番長い停戦だったのが、一九二二年、第三次十字軍のリチャード一世と当時のイスラムの雄でありましたサラディンの間の二十六年の講和ということになるわけでありますけど、なかなか、失礼、済みません、短くします。

先般の東エルサレムにおける五百四十棟の入植地建設計画の承認を含めて、イスラエル政府によります占領地における入植活動、これは国際法違反であります。このような入植地建設計画の推進は二国家解決の実現を損なうことから、我が国は決定的撤回及び入植活動の完全凍結を求めて進についての政府の見解がどうなのか、それから、こうした不法な入植のエスカレーションとパレスチナの人々に対する人権侵害や弾圧が続いていることが双方の対立の激化の背景にあると考えます

のパレスチナ住民に対する強制立ち退き命令の可

【未定稿】

能性など様々な背景があると考えられます。が、いざにせよ、我が国として、イスラエル、パレスチナ双方に対して、最大限の自制、これを呼びかけていきたいと思っております。

○井上哲士君 入植活動は国際法違反だと、明確な政府の立場であります。

今、この武力攻撃で双方死者が出る中で、あることが中山防衛副大臣がツイッターで、イスラエルにはテロリストから自國を守る権利があります。私たちの心はイスラエルとともにありますなどと発言をされました。これ、イスラエルによる攻撃を正当化するものであり、断じて認められません。なぜ、この武力の衝突の停止を呼びかけですか。

○副大臣（中山泰秀君） 御質問ありがとうございます。

五月十一日に発信した御指摘のツイッターに関するお問い合わせは、あくまでも一政治家としての見解を申し述べさせていたいたいものであります。公報調査室の国際テロリズム要覧で国際テロ組織に挙げられており、我が国がテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象としているハマスが攻撃を行ったとの声明を発出したことを踏まえまして、こうした暴力行為は行うべきではないという趣旨で発信をしたものであります。

いずれにしましても、私は、双方の民間人に多数の死傷者が出ており、こうした暴力行為はいかなる理由によつても正当化できないと、かように考えてございます。また、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は暴力によって解決されるものでは決してなく、全ての関係者が最大限の自制を持つて事態の更なるエスカレーションを回避すべきとかようと考えてございます。

私からは以上でございます。

○井上哲士君 あなたのツイッターのプロフィールのトップは、わざわざ英語でミニスター・オブ・ディフェンスとしているんですね。そして、防衛副大臣と明記しているんですよ。ツイッターの中身を見ても、最近でいえば、コロナワクチンの大規模接種を始め、防衛副大臣の活動や見解ばかりですよ。なぜこれが一政治家の個人的な見解と言えるんですか。このツイートだけがそうだけと言えるんであれば、こんなな通用しませんし、通用すると認識しているんならば、私は政治家としての見識が問われると思います。

そして、日本政府と同じだと言いましたけど、先ほど大臣の答弁もありましたけど、このイスラエルの攻撃について自制を求めて、あなたのよいうに自國を守る権利があるなどと擁護はしていなんです。そして、先ほど答弁の中で、詳細な事実関係は承知していないというふうに言われました。

た。しかし、小西議員が配られたあのブログを見ましても、なぜこの世界の報道機関がイスラエルでこのミサイルの当たる瞬間を撮影することができるのかと。イスラエルは、テロリストのいるビルに対してここを砲撃するということをあらかじめ言つていると、そこにテロリストがいることを認識していくピンポイントでやつていてんだと、それをこの人間の、人の盾で巻き添えにしているのはほかならずハマスじゃないかと、こういうふうに言つていてるんですね。詳細知らないと言ひながら、詳しく述べて語つていてるんですよ。

この間の報道機関のビルの破壊に対して、AP通信はこれに対して、ハマスの活動が、してい

たという根拠を示せど、こう求めてるんですね。あなたは詳細知らないと言ひながら、結局イスラエルが言つてることをそのままオウム返しに言って擁護しているじやありませんか。全く政府の立場と違っていますよ。撤回をすべきじゃないですか、ツイッター。

○副大臣（中山泰秀君） 御指摘の点につきまし

ては、詳細な事実関係を十分把握する立場にはないことから、政府として確定的なことを申し上げることとは差し控えさせていただきたいと存します。いずれにしましても、双方の民間人に多数の死傷者が生じていることは大変遺憾であり、我が国としてこうした暴力行為を強く非難をしています。

朝日 21.5.15

防衛副大臣ツイート「人種差別的」

イスラエルを擁護 駐日パレスチナ代表が非難



イスラエル軍によるパレスチナ自治区への報復攻撃を擁護した中
山泰秀防衛副大臣のツイートにつ
いて、フリード・シアム(駐日パレ
スチナ常駐代表)(大使に相当)は
写真)が14日、日本外国特派員協

会で開かれた記者会見で「人種差
別的だ」と非難した。

中山氏は12日、イスラエル側に
ロケット弾を発射している側を
「テロリスト」とし、「私達の心
はイスラエルと共にあります」と
投稿した。

シアム代表は投稿について、「日
本の高官が外出するのに特に失望
した」と指摘。「殺害された罪な
きパレスチナ人々の敬意を欠いて
いる」と不快感を示した。

同協会ではこの日、イスラエル
のストゥルロブ(駐日臨時代理大使)
も会見した。中山氏のツイートにつ
いて、「彼の声を聞くのを望んで
いた。この複雑な状況において
私たちを裏切つたの声だ」と述べ
た。

(筆者)

パレスチナ自治区ガザで12日早朝、イ
スラエル側の空爆により火があがった
 AFP時事

每日
'21. 5. 18

ガザ空爆 インフラ破壊

イスラエル軍 戦闘長期化の様相

イスラエル軍は16～17日、パレスチナ自治区ガザ地区に大規模な空爆を実施し、ガザを効果支配するイスラーム組織ハマスの訓練所や住居、道路などのインフラを標的的に破壊した。一方で、10日の戦闘開始以降、イスラエル軍は今後数日間の軍事作戦も承認しており、戦闘は長期化への準備も進めている。(2面に開闢記事) ガザの死者は千人を越え、190人以上った。また、ルダン川西岸でもイスラエル軍との衝突でこれまでパレスチナ人が死んだ。

死者199人に

20人となった一方、ラエル側の死者も10人いた。ガサに対する日本明の攻撃は特に活潑で、ガサ市守小部隊を率いる毛教練が倒壊、彼を含む45人が死亡した。通常は、一度の攻撃にとどめられる死者数としては今回の襲撃で最も遙かに多いといふ。イエラエル軍は、ヘブンの地でソムルを狙って進んでいたが、正規軍が

ス 2
上 16
し 15
住 14
を 13
國 12
の 11
た 10
た 9
た 8
た 7
た 6
た 5
た 4
た 3
た 2
た 1

明す。現はサ地に、1時半で、約1万が生還したと証言。恐怖で腫脹したといふ、豊原のしまったい痕跡が、ヤマハエル政の安全保険政策を実感させた。(政教監視課長)もまた時間がかかると危機感の意識を強調。だんと「交通安全問題」

安保理報道聲明模索

中東軍事衝突

親イスラエル米動向焦点

は、ある國の紛糾で、外國理
事は責任を「つとめて」きてない
。米國は自己の責任を自
ら負う。公正な立場で、安保
理が過度の力で取る組合
に対する支持すべきだ」と述べ
、民間の業者に反対して
きた米國を批判した。

米國のトーマス・クリーン
フィールド国連大使は、バ
イデン大統領がイスラエル
のネタニヤフ首相、パレス
チナ自治政府のアッバス議
長とそれを電話で協議し
たことを讃美、「米國は
自ら支援の用意がある」と述べた。ただイスラエルは想
像以上に組合を攻撃した。
マスに政策の中止を要求
た一方、イスラエル軍は自
制を放棄しなかった。
当事者の間では激しい議論
になった。イスラエルのエ
ルラン駐米兼国連大使は
「市民の被害を避けるため
に努力をしてね」と強調
し、血線の懸念を主張。」
れなど、パンチ子午線

政府のマリキ外相は「政治的な指揮官が、イスラエルの内閣を組むに際しては、自衛権の権利を認めるべきだ」と述べた。アラエルは翌日、内閣を組んでから家族全員で、妻の娘の夫のアーヴィング・ラエルとの車両衝突事故で亡くなった。

4-1 (国連勧告) にちぎりげたと発表した。一連の航行は、どちらかが西日本であれやがて東日本であつたが、艦船はそのまま西日本へ向けて逃走してくださる」と呼ひかれてゐる。
日本は17日、起訴本部がスラムエル・ペレベチナ半島で約1200人の在留邦人がいること証明し、不測の事態に発展する恐れがある。速やかに避難し、海上航行は中止するよう強制された。これが「イスラムエル・ペレベチナ半島の危険」である。人々はこの危険を避けるために、多くの人々が避難した。

外務省は15日付で、イ
ラエルとの軍事衝突が激
化するペレスチナ自治区

4】(復興動向) に書き上げたと発表した。「渡航はどのよな問題であれやめ方では退避してくださり」と方へかけている。 萩木裕裕外相は「日、昭和廿四年イストラエル・ペレスチナ全体で約一四〇〇人の在留邦人がいる」と説明。不測の事態に備える忍れが、ある。速やかに退避し、海上航行・入城は中止するよう勧め、「と呼び掛けた。

出典：毎日新聞（2021年5月18日）より 小西洋之事務所作成
令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

7. 1閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

昭和47年 政府見解

昭和四七年一〇月五日起案	昭和四七年一〇月七日決裁	主査	早坂
長官	第一部長	參事官	參事官補
次長	總務主幹	參事官補	
集団的自衛権と憲法上の關係について			
參議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があつた標記の件について、別紙のとおりとリモとめて、これを同委員会に提出しておきしむ。			

第五条(C)、日本國とアメリカ合衆國ヒノ間ニ相互協力及ビ安全
保障条約前文並びに日本國ヒソシエト社会主義其和
連邦
國ヒノ共同宣言3第二段の規定は、ニテ國際法の原則
を宣明したもリト思ひ得る。そして、わが國ハ右の集団
的自衛权を有して、國家である以上、当然と
心得けれり。左の如く。
主張
白澤博士

（内閣）上集団的自衛権を有するとしても、固权の範囲として

これを行使することは、憲法の容認する自衛の措置として

の限界をこえるものであつて許されないと立場に立つ

て、されば次の主な考え方に基づくものである。

憲法等を基づき同条により中止戦争を放棄し、

日本は戦力を保持を禁止して、前文に述べて

金在庫の国民が、平和のうちに生存する権利を有す

は解釈しない。しかしながら、だからといって、平和主義を
その基本原則とする憲法が、右に示す自衛のための措置を
無制限に認めていたとは、解釈しないのである。それ

は、あくまで外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からつくらざれど、テ

急迫、不正の事態に付し、國民の命、財、根

利を守るために止むを得ない措置として認められて容認

（内閣）ことを確認し、また、第一三條以下 生命、自由及び幸

福追求に対する国民の権利については、國政の上で、

最大の尊重を必要とする旨を定めてあることから

（内閣）國が行うべきの存立を全うし國

民が平和の下に生存することを最も放棄してはゆくべ

（内閣）自國の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとるに至

禁じておると

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最少
限度の範囲内とするとべきものである。さうにとすれば、

は、わが憲法の下で、武力行使を行はずることが許される

のは、わが國の領土及國境に付する急迫、不正の

侵害に対処する場合に限りである。したがつて、他

に加えられに武力攻撃を防止するなどを目的の内、在

する上集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと、

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君
四十七年見解を作ったときには
限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官
法理といいたしましては

まさに当時から含まれている

わが国に対する～



外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる



わが国に対する～
+
同盟国に対する～

7. 1
閣議決定

読み替え！

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○小西洋之君
7. 1閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この**四名の頭の中**にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○横畠内閣法制局長官

そういう考え方を担当の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしておる

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○小西洋之君
同盟国に対する外國の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるとともに考えたのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官としてよろしいですね。

○横畠内閣法制局長官

同じく考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、**そのような解釈、理解ができる**ということをございます。

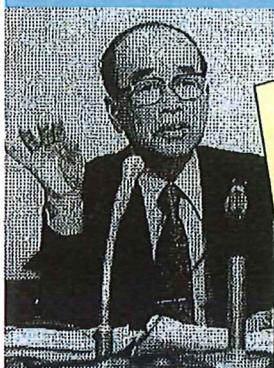
わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだといふことからいたしまして、**集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておる**

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやるとということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない
- わが国が侵略をされればわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するためには必要な措置をとるといふのは、**憲法九条でからうじて認められる自衛のための行動**

憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛の行動としての自衛行動だけだといふことが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、**法律論として、その法論論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だ**といふ考え方で、その結果として、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない**といふ法律論として説明をしています。

非常に緊密な関係に、かりにある国があるといったしましたが、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になつて、**侵略が発生いたします**したならば、やむを得ず自衛の行動をとるといふことが、**憲法の容認するきりのところだ**といふ説明をいたしました。それでござります。**集団的自衛の固有の権利はございませんも、これは憲法上行使することは許されない**ということに相なると思います。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

2017.9.20
東京新聞
一面

「日本が侵略されていないとき
にどうなる、なんて議論は当時
なかつた。
これを根拠に解釈改憲なんて夢
にも思っていなかつた。いやあ、
よく掘り出したものだね。」

「外国に対する武力攻撃に対し
て日本が参加するなど、夢にも
思っていなかつた。」

出典：週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。法匪という、あしき例である
とても法律専門家の検証に堪えられない。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行つ
て通るかというと、それは通らない。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべき。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認めら
れていたというようなことは、あり得ません。当時の吉國長
官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

